



税関様式B第1011号  
指令第3号  
令和元年12月11日

## 許可条件変更書

株式会社日本サルベージサービス

(法人番号 1130001012229)

代表取締役 大崎 康弘 殿

大阪税関長 中山 峰 孝



平成28年12月21日付指令第43号により許可をした通関業に関し、令和元年11月29日付で変更申請のあった許可条件は、下記のとおり変更します。

### 記

「許可期間は、平成31年12月20日までとする。」を解除する。

(注) この許可条件変更書は、税関において平成28年12月21日付指令第43号の通関業許可証と割印を受けたうえ、通関業許可証に編綴して保管して下さい。

新

印

税関様式B第1020号  
指令第43号

## 通関業許可証

住 所 京都府京都市南区吉祥院観音堂南町1番1  
氏名又は名称 株式会社日本サルベージサービス  
(法人番号 1130001012229)  
代表取締役 大崎 康弘

平成28年12月6日付で申請のあった通関業は、下記のとおり許可します。

### 記

1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地

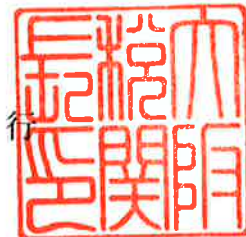
株式会社日本サルベージサービス 国際物流事業部  
京都府舞鶴市下安久1036番地

2 条 件

許可期間は、平成31年12月20日までとする。

平成28年12月21日

大阪税関長 中村 信行



(注) 法第34条第1項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。